

(修正した適格請求書の交付方法)

問33 交付した適格請求書等に誤りがあった場合に交付する修正した適格請求書等の交付方法について教えてください。【令和3年7月追加】【令和5年10月改訂】

【答】

適格請求書発行事業者が、適格請求書、適格簡易請求書又は適格返還請求書を交付した場合（電磁的記録により提供を行った場合を含みます。）において、これらの書類の記載事項に誤りがあったときには、これらの書類を交付した相手方に対して、修正した適格請求書、適格簡易請求書又は適格返還請求書を交付しなければなりません（消法57の4④⑤）。

これらの交付方法は、例えば、

- ・ 誤りがあった事項を修正し、改めて記載事項の全てを記載したものを交付する方法
 - ・ 当初に交付したものの関連性を明らかにし、修正した事項を明示したものを交付する方法
- などが考えられます。

